

# とのしょう 男女共同参画プラン

一人ひとりが自分らしく生きるために



はじめに、第3次「とのしょう男女共同参画プラン」の策定にあたり、多くのご意見をいただきました町民の皆さまをはじめ「土庄町男女参画推進委員」の皆さまに心から感謝申し上げます。

土庄町では令和5年度に第7次土庄町総合計画を策定し、「人と自然が輝くみんなで創るアイランドタウン とのしょう」を町の将来像として、さまざまな施策を推進してまいりました。私たちは、性別にかかわらず全ての町民がその人らしさを尊重され、能力を存分に発揮できる社会をつくることを、行政の最重要課題の一つと位置づけております。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。土庄町におきましても、人口減少、少子高齢化、産業経済の低迷といった時代の変化の中、平成26年3月に「とのしょう男女共同参画プラン」を策定し、国、県と歩調を合わせた施策に取り組んでまいりました。

そして、これまでの成果と課題を踏まえ、今後10年間の男女共同参画施策の指針として第3次「とのしょう男女共同参画プラン」を策定いたしました。

この計画では、地域社会、職場、学校、家庭等、あらゆる場において、誰もが性別に関わりなく、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮して生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを目指しています。

一方で男女共同参画は、町の取り組みだけでは実現できるものではなく、事業者、そして町民の皆さま一人一人が、その大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取り組むを進めていくことが何より重要です。誰も取り残さない社会の実現に向け、皆様とともに確実に前進させていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和8年3月

土庄町長 岡野能之

# 目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本的な考え方	1
3. 計画の内容	2
(1)計画策定の基本目標	
(2)計画の体系	
参考資料	15
・ アンケートダイジェスト	
(令和3年5月、土庄小学校4、5年生の保護者にアンケート)	
・ 土庄町パートナーシップについて	
・ LGBTQ+アンケートについて	

## 1. 計画策定の趣旨

現在、我が国の経済・社会環境は、少子高齢化、経済の成熟化、国際化、情報化の急速な進展により、大きな転換期を迎えています。なかでも、家族形態や価値観、ライフスタイルの多様化が進む中、将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、男女共同参画の実現が不可欠であるとの認識が社会に浸透しています。

国において、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されたことにより、全国の市町村でも積極的な取組が展開されてきました。土庄町では、平成26年3月「とのしょう男女共同参画プラン」を策定し、計画を推進してきました。

しかし、全国的にみて、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものがみられ、女性や男性の多様な生き方を阻害している現状があります。

こうした現状を踏まえ、土庄町ではこれまでの女性施策における取り組みの評価や反省に基づき、継続的な課題に加え、急速に進む少子高齢化や核家族化、町の活性化に直結する新たな課題へ適切に対応していきます。また、市町村に対し困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画の策定が努力義務化されたことを受け、同計画を内包し、第3次「とのしょう男女共同参画プラン」を策定することにしました。

## 2. 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の基本方針

- ①この計画は、男女共同参画社会の実現をめざした課題の解決のために、土庄町が行う施策の基本方針とします。
- ②この計画は、「第7次土庄町総合計画」等との整合性を図りながら、総合的に実施を推進します。
- ③この計画は、町行政の権限外も含めた広範囲な施策であることから、民間を含め、あらゆる関係機関と連携し、施策の連携を図ります。
- ④この計画は、女性を取り巻く近年の社会情勢の変化が急速であることから、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

### (2) 計画の期間

令和8年度(2026年)から令和17年度(2035年)までの10か年計画です。

なお、時勢に応じた適切な施設を推進していくために、必要に応じて見直しを行います。

### 3. 計画の内容

#### (1)計画策定の基本目標

次の3つの基本目標のもとに、男女共同参画社会の実現をめざします。

- I 男女共同参画社会づくりに向けた男女平等の意識の普及
- II あらゆる分野における男女共同参画の推進
- III 男女の人権の尊重

## (2)計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方針
Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた男女平等の意識の普及	① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (3)男女共同参画社会への理解促進と意識の向上
	② 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1)男女共同参画を推進する教育・学習 (2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (3)生涯学習における男女共同参画の推進と充実
	③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進	(1)グローバルな視野による男女共同参画の推進 (2)国際感覚の向上や支援 (3)国際交流・協力の推進
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	④ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2)行政における男女共同参画の実現と情報発信 (3)女性が町政に参加しやすい環境づくり
	⑤ 男女の仕事と生活の調和	(1)仕事と生活の調和の実現 (2)地域における子育て支援や介護・看護支援の充実
	⑥ 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保	(1)雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策 (2)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備 (3)女性が働きやすく、活躍しやすい環境づくり
	⑦ 地域における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点に基づく地域づくり (2)防災分野における女性の参画拡大
Ⅲ 男女の人権の尊重	⑧ 女性等へのあらゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり (2)DV・デートDV 予防・被害者の相談対応 (3)性犯罪への対策の推進 (4)児童虐待の根絶に向けた対策の推進
	⑨ 生涯を通じた女性の健康支援	(1)生涯を通じた女性の健康支援 (2)妊娠・出産に対する支援
	⑩ 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備	(1)生活上の困難な問題を抱える女性の生活の安定に向けた支援 (2)DV 被害者の安全の確保、心身の回復と生活安定に向けた支援 (3)多様性を尊重する暮らしやすいまちづくり

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた男女平等の意識の普及

### 重点目標① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

#### 施策の方針(1)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

施策・事業	取り組み内容	担当課
広報誌などによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報「とのしょう」に人権に関する記事を掲載する</li> <li>●ホームページにて啓発活動に努める</li> <li>●啓発パンフレットをイベント・会合等で配布する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)
研修会・講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進委員による講演会・研修会を開催する</li> <li>●他団体や町などが主催する研修会・講演会への参加要請を行う</li> <li>●土庄町主催の「人権フェスタ」にて啓発活動を行う</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)
男女共同参画に関する意識調査の実施・分析	●男女共同参画に関する町民意識調査を実施し、現状と課題および施策の進捗状況を把握する	住民環境課(人権推進室)

#### 施策の方針(2)男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

施策・事業	取り組み内容	担当課
活動拠点施設の設立	●男女共同参画のための活動拠点施設整備を推進する	住民環境課(人権推進室)
男女共同参画関連情報の収集・提供	●図書館等に資料や情報を収集・整備し、町民に提供する	住民環境課(人権推進室)

#### 施策の方針(3)男女共同参画社会への理解促進と意識の向上

施策・事業	取り組み内容	担当課
男女共同参画の視点における表現のガイドラインの作成および確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町の印刷物・刊行物や電子媒体に記載される文章表現について、男女共同参画の視点で配慮すべきポイントをまとめたガイドラインを作成する</li> <li>●町の印刷物・刊行物や電子媒体に記載される文章表現について、ガイドラインを順守できているか、確認を行う</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)
性的マイノリティの方々をサポートするためのハンドブック作成	●性の多様性に関する基礎知識や、職場内外における配慮点等を記載したハンドブックを作成し、周知する	住民環境課(人権推進室)
学校・事業所等における男女共同参画社会の推進に関するアンケートの実施・分析	●学校・事業所等において男女共同参画の推進状況に関するアンケートを実施し、現状と課題及び施策の進捗状況を把握する	住民環境課(人権推進室)

**重点目標② 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実**

**施策の方針(1)男女共同参画を推進する教育・学習**

施策・事業	取り組み内容	担当課
教職員等の研修機会の充実	●こども園・小・中学校教員等に対し、男女平等やジェンダーに関する研究会への参加を促進する	住民環境課(人権推進室)
男女平等教育の推進	●因習的な性別による役割分担に囚われない教育を推進する ●男女が共同して家事や育児などを行う大切さを啓発する	住民環境課(人権推進室) 教育総務課
児童・生徒等に対する人権教育の実施	●児童・生徒等に対し、男女平等やジェンダーに関する講演会等を実施する ●こども園・小・中学校等で人権擁護委員が実施する「人権教室」への協力を努める	住民環境課(人権推進室) 教育総務課

**施策の方針(2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実**

施策・事業	取り組み内容	担当課
多様な進路選択を可能にする進路指導の充実	●学校等に、社会的困難を乗り越えて各分野で活躍する社会人講師等を招き、講演会等を行う ●児童・生徒等に対し、進学・就職・結婚・妊娠出産等のタイミングで発生しやすい人権侵害に関する知識教育を行う	住民環境課(人権推進室) 教育総務課
理科教育の充実	●理工系進路や職業に対する興味関心を引き出す教育を行う ●科学技術の魅力を伝えることができる実験体験教室を行う	住民環境課(人権推進室) 教育総務課

**施策の方針(3)生涯学習における男女共同参画の推進と充実**

施策・事業	取り組み内容	担当課
女性セミナー・男女共同参画セミナー等の実施	●「女性セミナー」等を実施する ●男女が共同して家事や育児などを行う大切さを啓発する(再掲)	住民環境課(人権推進室)
地域活動団体への支援	●地域で活動する男女平等やジェンダーに関する団体への補助金支出などの支援を行う	住民環境課(人権推進室)

### 重点目標③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

#### 施策の方針(1)グローバルな視野による男女共同参画の推進

施策・事業	取り組み内容	担当課
多文化交流による男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国際交流協会等を通じて、国際交流の在り方や多文化共生、国際理解の視点に立った考え方を学ぶ機会を提供する</li> <li>●異なる文化や価値観に触れる体験等を通して、世界の中の日本の男女共同参画の水準を考える機会を提供する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 教育総務課 総務課
日本古来の男女差別意識の解消	●SDGs(持続可能な開発目標)やジェンダーギャップ指数等を通じて、日本古来の男女差別意識を解消し、多様な考えを取り入れられるよう啓発する	住民環境課(人権推進室)

#### 施策の方針(2)国際感覚の向上や支援

施策・事業	取り組み内容	担当課
国際感覚を向上させるためのセミナー等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こども園・小・中学校等に、国際交流の発展を目的とした外国語指導助手を派遣する</li> <li>●異文化に対する理解と認識を深めるために、様々な場所で国際理解の啓発を推進する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 教育総務課 総務課
外国をルーツとする子ども等への支援	●外国をルーツとする児童・生徒等の学習や生活をサポートする指導者やボランティアの派遣等を行う	住民環境課(人権推進室) 教育総務課

#### 施策の方針(3)国際交流・協力の推進

施策・事業	取り組み内容	担当課
姉妹都市等との国際交流の推進	●県・町の姉妹都市との町民レベルでの国際交流の機会を充実させる	住民環境課(人権推進室) 総務課
在住外国人との交流の推進	●異文化についての知識や理解を深めるため、在住外国人との様々な交流の機会を提供する	住民環境課(人権推進室)



## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 重点目標④ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



#### 施策の方針(1)政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策・事業	取り組み内容	担当課
町政への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会等における女性委員比率30%以上を当面の目標にし、達成後も段階的に数値目標を掲げる</li> <li>● 女性委員登用状況に関する定期的な調査を行う</li> <li>● 自治会運営への意見が男女平等に反映されるよう、班長・幹部などに女性の登用を推進する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課

#### 施策の方針(2)行政における男女共同参画の実現と情報発信

施策・事業	取り組み内容	担当課
行政における女性リーダーの育成と発掘の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な場において、審査会の委員等をはじめとする町政に参画できる女性人材を育成する</li> <li>● 各種団体の女性リーダーを把握し、活躍の場を提供する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 生涯学習課
行政における女性管理職の積極的な登用と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性職員が特定の職場や職務に偏ることなく、多様な職域で能力を向上できるようサポートし、女性の管理職登用を積極的に推進する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課
行政における女性が働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セクシュアルハラスメント等の防止対策や、妊娠・出産や看護・介護に対する理解増進、女性の健康対策の充実等、女性でも働きやすい職場環境を推進する活動を行う</li> <li>● 女性のキャリア形成支援や、方針決定過程における女性参画等の取り組みを啓発する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課
男女共同参画に関する情報・資料の収集・整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画の先進的な取り組み事例等の情報・資料の収集・整備・提供を行う</li> <li>● 活躍中の女性に関する情報を町主催のイベントやホームページ等を通じて紹介する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)

#### 施策の方針(3)女性が町政に参加しやすい環境づくり

施策・事業	取り組み内容	担当課
男女平等に発言できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全員が同じ人権を持つ存在であることを認識し、誰もが自分の意見を発言できる環境を推進する活動を行う</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)
女性自身の男女共同参画意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性自身も意識改革を行い、自分の意見を表明できるような研修の機会を提供する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)

重点目標⑤ 男女の仕事と生活の調和

施策の方針(1)仕事と生活の調和の実現

施策・事業	取り組み内容	担当課
ワークライフバランスに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークライフバランスに関する広報啓発活動を行う</li> <li>●「ノー残業デー」「早帰りデー」等を普及推進する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 商工観光課
男性の育児休業・介護看護休業の取得推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積極的に育児休業の取得を進めるほか、休みを取得しやすい職場環境を整備する</li> <li>●企業経営者を中心に、働き方改革に関する研修等を行い、意識改革を促進する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 商工観光課
男性の家事・育児等の分担比率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児等に関する理解増進を推進する「育ボス」講座を開く</li> <li>●男性向けの料理教室等、家事スキルの向上につながる講座を開く</li> <li>●男性の家事・育児等の分担比率を調査、分析し、公表する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課

施策の方針(2)地域における子育て支援や介護・看護支援の充実

施策・事業	取り組み内容	担当課
保育サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育や一時預かり、病児・病後保育等の支援を拡充する</li> </ul>	教育総務課
放課後・休日の子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共働き家庭の増加に伴い、地域ごとに放課後の子どもの居場所事業を整備する</li> <li>●休日に子どもが遊べる場所として、児童館・図書館・体育館・公民館等を開放する</li> </ul>	生涯学習課 教育総務課 住民環境課(人権推進室)
未就学児を持つ保護者向けの支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援室等で子育て関連の相談・指導を行う</li> <li>●保育所や学校、子育て支援制度等に関する情報の収集・集約・提供を行う</li> <li>●乳幼児連れでも参加しやすい託児付きのセミナーを行う</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 健康福祉課 教育総務課
ファミリーサポート事業の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て中の家事代行や保護者のリフレッシュのための一時預かり等を行うファミリーサポート事業を設立する</li> <li>●サポーターの育成を行う</li> </ul>	健康福祉課 教育総務課
自宅等で介護・看護を行う人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院への送迎やショートステイ等、困りごとに対応したサービスの提供に努める</li> <li>●在宅介護・看護の悩みや孤独感を解消できるよう、行政や民生委員、ケアマネ・臨床心理士等の専門家への相談が気軽にできる相談窓口を設置する</li> </ul>	健康福祉課

**重点目標⑥ 雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保**

**施策の方針(1)雇用等の分野での男女の均等な機会と待遇の確保対策**

施策・事業	取り組み内容	担当課
ワークライフバランスに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワークライフバランスに関する広報啓発活動を行う</li> <li>●「ノー残業デー」「早帰りデー」等を普及推進する(再掲)</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 商工観光課
再就職やキャリアアップへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワークによる相談会や再就職支援セミナーで情報提供や事業所等への啓発を行う</li> <li>●就職を有利にする資格取得支援情報や、女性活躍を推進したい事業所での職業体験イベント等について、情報発信を行う</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 商工観光課
女性が働きやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セクシュアルハラスメント等の防止対策や、妊娠・出産や看護・介護に対する理解増進、女性の健康対策の充実等、女性でも働きやすい職場環境を推進する活動を行う(再掲)</li> <li>●事業所等に対し、女性のキャリア形成支援や、方針決定過程における女性参画等の取り組みを啓発する</li> <li>●農林水産業に携わる女性の地位向上を図る</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 商工観光課 農林水産課

**施策の方針(2)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備**

施策・事業	取り組み内容	担当課
法令・制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働基準法の改正等に対応した事業所および一般向けのセミナーを開催する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 商工観光課
モデル事業所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所等に協力を要請し、モデル事業所として支援を行い、取り組みや成果を発表する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 商工観光課
多様な働き方を可能にするための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅勤務や時短勤務・フレックスタイム制等、多様な働き方に関する情報提供や啓発、導入に必要な知識・技術の習得支援を行う</li> <li>●事業所等に対し、女性のキャリア形成支援や、方針決定過程における女性参画等の取り組みを啓発する(再掲)</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 総務課 商工観光課

### 施策の方針(3)女性が働きやすく、活躍しやすい環境づくり

施策・事業	取り組み内容	担当課
法令・制度の周知	●労働基準法の改正等に関する事業所および一般向けのセミナーを開催する(再掲)	住民環境課(人権推進室) 商工観光課
女性の起業等を支援する制度の充実	●商工会等で、起業を目指す女性への伴走支援を行う ●女性経営者を招いてのセミナーや勉強会を開催する	住民環境課(人権推進室) 商工観光課
女性リーダーの育成	●女性主体のイベント活動等の企画運営を後押しし、女性リーダーを育成する	住民環境課(人権推進室)

### 重点目標⑦ 地域における男女共同参画の推進

#### 施策の方針(1)男女共同参画の視点に基づく地域づくり

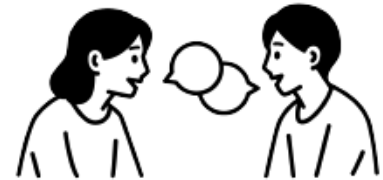
施策・事業	取り組み内容	担当課
地域における男女差別・同和問題等の解消	●富丘文化センター情報館を拠点として、差別の解消に向けた各種教室を開催する	住民環境課(人権推進室)
女性問題解決のための自主活動グループ育成	●各地域における女性問題解決のための自主活動グループの育成を支援する	住民環境課(人権推進室)

#### 施策の方針(2)防災分野における女性の参画拡大

施策・事業	取り組み内容	担当課
女性防災士の育成支援	●町の地域防災力の向上を図るため、女性防災士の育成支援を行う	住民環境課(人権推進室) 総務課
消防団への女性の加入促進	●男女が協力して防災に取り組む体制を推進する ●各種防災計画・マニュアル等に女性視点の意見を反映させる	住民環境課(人権推進室) 総務課
女性の防火クラブへの加入促進	●防災イベント等を活用して防災に対する意識を高め、加入促進を図る	住民環境課(人権推進室) 総務課
男女共同参画の視点に基づく避難所の運営整備	●女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、配慮が必要な方に寄り添った避難所の環境整備に努める ●避難所における性被害の防止対策を徹底する ●避難所におけるストレス軽減のため、心の相談所を設置する	住民環境課(人権推進室) 総務課

**基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重**

**重点目標⑧ 女性等へのあらゆる暴力の根絶**



**施策の方針(1)女性への暴力を根絶するための基盤づくり**

施策・事業	取り組み内容	担当課
暴力の発生を防ぐ環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●街灯や防犯カメラの設置等、防犯を意識した町づくりを行う</li> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、パープルライトアップ等の啓発活動を実施する</li> <li>●地域や学校等での人権教育や性教育を行う</li> <li>●暴力や性犯罪に関する相談体制を充実させる</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 教育総務課 総務課 健康福祉課
女性に対するハラスメント等の防止啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●セクハラ・マタハラ等の防止を目的とした研修や情報発信を行う</li> <li>●各種ハラスメントに関する相談窓口を周知する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室)

**施策の方針(2) DV・デートDV予防・被害者の相談対応**

施策・事業	取り組み内容	担当課
DVの発生防止と被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校・地域等でDVに関する学習を行う</li> <li>●相談窓口を周知する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 教育総務課 健康福祉課
関係機関と連携したDV・デートDV被害者の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察、学校、民生委員・児童民生委員や庁内関係課等と連携し、被害の早期発見・相談に繋げる</li> <li>●小豆総合事務所との連携により適切な相談対応・支援を行う</li> </ul>	健康福祉課 教育総務課

**施策の方針(3)性犯罪への対策の推進**

施策・事業	取り組み内容	担当課
性犯罪の発生防止と被害者への適切な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性犯罪に関する情報提供やパンフレットの配布等を通じ、性犯罪を絶対に許さない町づくりを行う</li> <li>●児童・生徒等に対し、青少年が巻き込まれやすい性犯罪の事例や対処法を学ぶ講演会を実施する</li> <li>●周囲の配慮不足によって引き起こされる二次被害(セカンドレイプ)を防止するための適切な対応方法について周知する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 教育総務課

#### 施策の方針(4) 児童虐待の根絶に向けた対策の推進

施策・事業	取り組み内容	担当課
子どもに対するあらゆる虐待の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭訪問や健診時のチェック体制の強化により、被害の早期発見に努める</li> <li>●要保護児童の支援及び関係機関との連携強化により、一時避難等の適切な対策を実現する</li> </ul>	住民環境課(人権推進室) 健康福祉課

#### 重点目標⑨ 生涯を通じた女性の健康支援

##### 施策の方針(1) 生涯を通じた女性の健康支援

施策・事業	取り組み内容	担当課
女性特有の身体的特徴に関する啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職場や家庭において、女性ホルモンの乱れによって引き起こされる女性特有の心身の不調に対する理解を促進し、合理的配慮がなされるように啓発を行う</li> <li>●こども園・小・中学校等において、発達段階に応じた性教育を適切に行う</li> </ul>	健康福祉課 教育総務課
女性がん検診の受診勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳がんや子宮頸がん等の早期発見・早期治療を促進するために女性がん検診の受診勧奨を行う</li> <li>●休日検診の実施、節目ごとの無料検診を拡充する</li> </ul>	健康福祉課
女性の健康増進のための啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩き遍路やタートルマラソン等への参加を推進する</li> <li>●女性向けのフィットネスやヨガ、フラダンス等、日常的な運動の機会を提供する</li> <li>●女性特有の心身の不調に対し、専門家によるアドバイスが受けられる相談窓口を紹介する</li> </ul>	生涯学習課 健康福祉課

##### 施策の方針(2) 妊娠・出産に対する支援

施策・事業	取り組み内容	担当課
特定不妊治療に対する助成 不妊治療に対する助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定不妊治療及び先進医療にかかる費用の一部を助成する</li> <li>●不妊治療にかかる費用の一部を助成する</li> </ul>	健康福祉課
安心して出産できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「うみまちサポート」助成等により、町内在住の妊婦が島外の医療機関のサポートを受けて出産できるよう支援する</li> <li>●「子育て」による産後うつや児童虐待の防止のため、産後ケア事業・ファミサポ制度等の整備と充実を図る</li> <li>●地域での妊産婦への支援体制充実のため、公民館や図書館を活用し、子育て経験者や支援団体等を交えたコミュニティ作りを推進する</li> </ul>	健康福祉課 教育総務課

両親学級の開催	●子育てや産前産後の母体の変化に関する知識の普及と父親の育児参加促進を目的とした母親教室・父親教室を開催する	健康福祉課
---------	--	-------

**重点目標⑩ 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備**

**施策の方針(1) 生活上の困難な問題を抱える女性の生活の安定に向けた支援**

施策・事業	取り組み内容	担当課
ひとり親家庭に対する支援	●ひとり親家庭に対し、病気等の事由により生活支援や保育サービスを行える家庭生活支援員の活用を促進する ●子ども食堂やフードバンク等の整備と情報提供を行う ●養育費の請求支援や立替払い制度の導入を目指す	健康福祉課 教育総務課
ヤングケアラーに対する支援	●こども園・小・中学校教員等に対し、ヤングケアラーについての研修会等を実施し、早期発見と適切な対処に努める ●児童・生徒へパンフレット配布等による啓発を行う	教育総務課 健康福祉課
生活困窮者に対する支援	●自立支援のための相談や就労支援を実施する ●生活困窮世帯の子に対する学習・生活支援を行う	健康福祉課
地域の見守り支援	●民生委員等と連携して、困難を抱える女性を早期に発見することで深刻化を防止し、日常の生活を見守る。	健康福祉課

**施策の方針(2) DV 被害者の安全の確保、心身の回復と生活安定に向けた支援**

施策・事業	取り組み内容	担当課
DV 被害者の住民基本台帳閲覧制限などによる情報保護	●DV 被害者本人の申し出に基づき第三者の住民基本台帳の閲覧を制限する	住民環境課
自立のための心理的ケア	●香川県女性相談支援センターや小豆総合事務所、医療機関等と連携し、DV 被害者の心身の回復を支援する	健康福祉課



### 施策の方針(3) 多様性を尊重する暮らしやすいまちづくり

施策・事業	取り組み内容	担当課
様々な視点から考える暮らしやすいまちづくり	●女性をはじめ、子ども、高齢者、障がい者、外国人、移住者等の方から、町における困りごとを聞き取るアンケートを実施し、現状と課題を把握して町政に生かす	住民環境課(人権推進室)
配慮が必要な方を支える風土づくり	●行政や事業所等において、ユニバーサルマナー検定等の受講を促進する	住民環境課(人権推進室)
障がい者や高齢者等の生活・就労支援	●買い物同行・送迎サポート等の支援サービスを拡充する ●障がい者や高齢者等、働くうえで一定の制約がある人であっても社会の一員としていきいきと働くことができるよう、就労を支援する	健康福祉課 住民環境課(人権推進室)
認知症等に対する支援体制の拡充	●介護予防サポーター・認知症サポーター養成講座を開講する ●認知症等の高齢者を見守るためのネットワークの構築に努める	健康福祉課
ボランティアの育成及びコーディネーターの配置	●ボランティアを育成するための講座を開催し、地域貢献への意欲を高めるため、活動を支援する ●地域のボランティア活動の情報を集約・提供する ●ボランティア活動の活性化のため、ボランティアと助けを必要とする人をつなぐ支援を行う	住民環境課(人権推進室) 健康福祉課 生涯学習課
多様化する性に関する理解促進	●LGBTQ+やSOGIといったセクシュアリティに関する講演会・研修会を実施する ●ジェンダーレス制服の普及促進に努める	住民環境課(人権推進室) 教育総務課

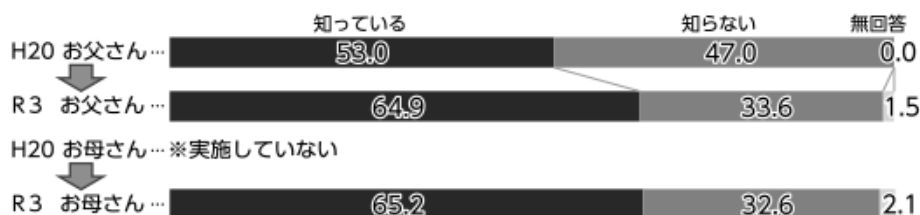


## 参 考 资 料

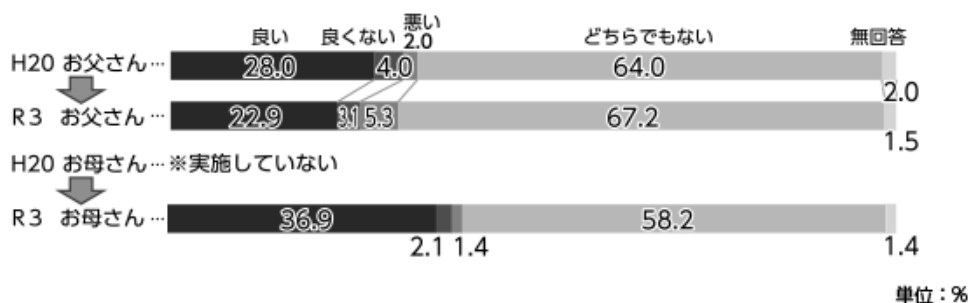
# 男女共同参画社会をめざして 第1回 ジェンダー 【土庄町男女共同参画推進委員会】

令和3年5月、土庄小学校4・5年生の保護者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を平成20年に行った同様のアンケート結果と比較しながら、今月号から5回に分けて公表していきます。

## ●「男女共同参画」という言葉を知っていますか？



## ●あなたの目から見て「男女共同参画」のイメージはどうですか？



### 【ジェンダーとは】

世の中の男性と女性の社会的・文化的な役割の違いによって形成された性別のこと。

例えば、『女性はスカートをはくべき』

『料理は女性がやるべき』

こういった先入観からジェンダーの不平等が生まれます。

ここ10年で男女共同参画の言葉と意識が浸透しているね！



### 【私たちができること】

- ジェンダー平等に興味を持ち、理解する。
- 仕事も家庭も子育ても、平等に分担する。
- 女性が活躍できるような環境を整備する。

アンケート結果  
(町ホームページ内)

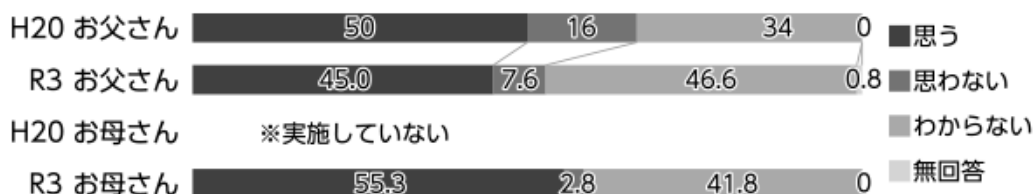


# 男女共同参画社会をめざして 第2回「教育」

## 【土庄町男女共同参画推進委員会】

令和3年5月、土庄小学校4・5年生の保護者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を、平成20年に行った同様のアンケート結果と比較しながら5回に分けて公表しています。第2回のテーマは「教育」です。

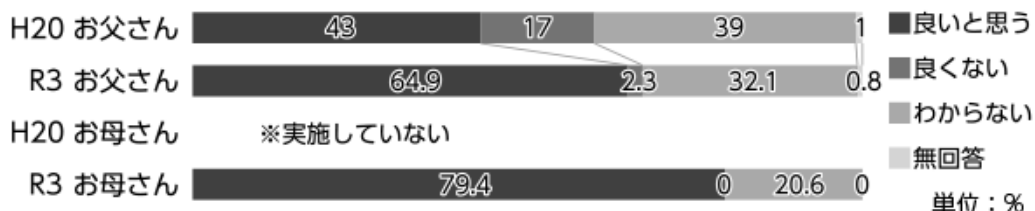
### ●学校で男女平等の教育が行われていると思いますか？



### 学校教育における男女共同参画に関する取組

学習指導要領にも、「家庭には、家庭生活を支える仕事があり、互いに協力し分担する必要があること（小学校家庭科）」「個人の尊厳と両性の本質的平等（中学校社会科）」など男女共同参画に関する記述があり、親世代とは学校教育内容が変化しています。

### ●男女混合の出席番号をどう思いますか？



### \*アンケートにご協力くださった皆さんのコメントより\*

「良いと思う」と回答した方からは、「自分が小学生のときには、男→女の順で当時は何も思わなかったが、今思うとあれは不自然だったように思う。」「良いと思うが、それが男女平等とは思わない。」「女や男にこだわる必要はないと思うので。」「個人として扱われている感じがするから。」などの意見があった一方で、「不便なときもあると思う。」といった意見もありました。

この機にお子さんの教科書をご覧になってみるのもオススメです。



男女混合が当たり前になった時代の子どもたちは、昔の「男女別出席番号」についてどのように感じるのでしょうか？



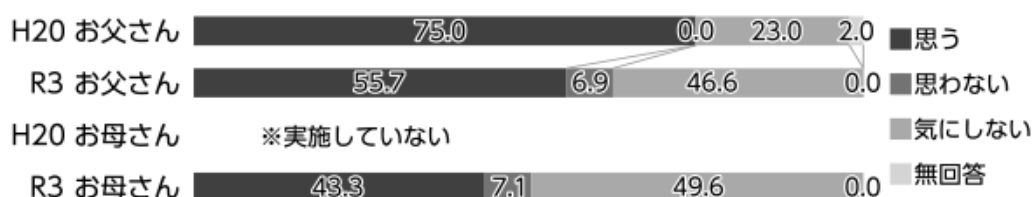
アンケート結果  
(町ホームページ内)

# 男女共同参画社会をめざして 第3回「保護者から見た性差」

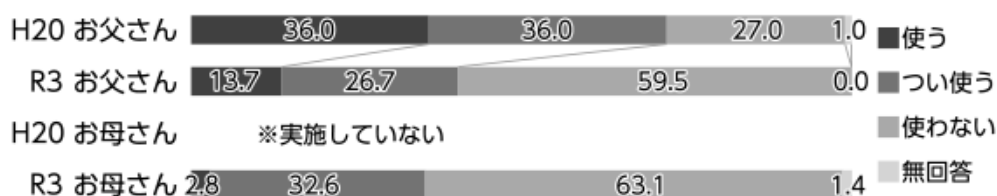
## 【土庄町男女共同参画推進委員会】

令和3年5月、土庄小学校4・5年生の保護者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を平成20年に行った同様のアンケート結果と比較しながら5回に分けて公表しています。第3回のテーマは「保護者から見た性差」です。

### ●自分の子どもは「男は男らしく、女は女らしく」育てたいと思いませんか？



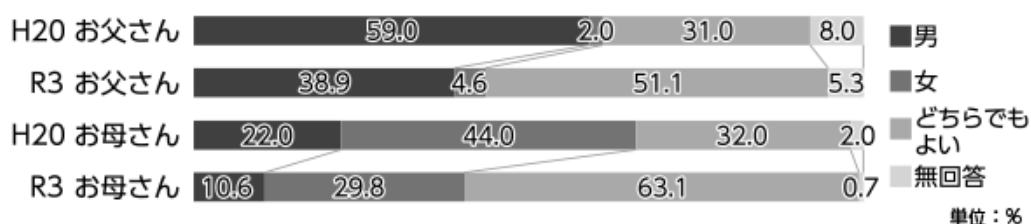
### ●日常の中で「男のくせに」「女のくせに」という言葉をよく使いますか？



性別に関係なく子どもたちが自信をもって成長できるような社会で後押しできるといいですね。



### ●生まれかわるなら、次は男ですか？女ですか？



ジェンダーバイアス(※)に関する令和3年の全国調査結果(事例集)



※ジェンダーバイアスとは社会的・文化的な意味での性差に対する固定概念や偏見のこと

前回の結果と比較して、男女ともに性別にとらわれない人の割合が増えています。また、生まれ変わるなら男女どちらでもいいという意見が男女ともに半数を超えています。ホームページにあるアンケート回答では、女性は妊娠出産をまた経験したいという意見がある一方、男女ともに妊娠出産が大変だという意見もありました。アンケート回答の内容については右のQRコードからご覧ください。



# 男女共同参画社会をめざして 第4回「父の育児」

## 【土庄町男女共同参画推進委員会】

令和3年5月、土庄小学校4・5年生の保護者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を平成20年に行った同様のアンケート結果と比較しながら5回に分けて公表しています。第4回のテーマは「父の育児」です。

### ●育児以外で父親がよくする家事は？（複数回答可）

H20

1位	簡単な家の修理
2位	ゴミ捨て
3位	買い物
4位	お風呂掃除
5位	掃除
6位	洗い物
7位	洗濯
8位	食事の配膳
9位	料理
10位	布団干し

R3

1位	ゴミ捨て
2位	お風呂掃除
3位	洗い物
4位	買い物
5位	簡単な家の修理
6位	洗濯
7位	料理
8位	食事の配膳
9位	掃除
10位	布団干し

互いに思いやることで、育児や家事のことを共有し、意識を高く持てるよね。



### ●母親が父親にして欲しい家事は？（複数回答可）

H20

1位	お風呂掃除
2位	掃除
3位	ゴミ捨て
4位	料理
5位	洗い物
6位	簡単な家の修理
7位	布団干し
8位	洗濯
9位	買い物
10位	食事の配膳

R3

1位	簡単な家の修理
2位	ゴミ捨て
3位	お風呂掃除
4位	料理
5位	洗い物
6位	掃除
7位	買い物
8位	布団干し
9位	洗濯
10位	食事の配膳

なぜだろう。母親が父親にして欲しい家事では「簡単な家の修理」が6位から1位に上がっているけれど、父親がよくする家事では1位から5位に落ちているね。

こちらから、アンケート調査の結果をすべてご覧いただけます。



アンケートの結果からは、大きな変化は感じられませんでした。が、当時から育児や家事への意識は高かったのではと思います。

国では、内閣府に子ども子育て本部を設置して、さまざまな施策や情報を発信しています。

香川県もサイトを開設し、お子さんのいるご家庭を対象に県内の加盟店舗・施設でさまざまな特典やサービスが受けられる事業を実施しています。

<https://colorfulplus.pref.kagawa.lg.jp/pub/top/index>

また、土庄町でも子育て応援サイトを開設し、情報発信や相談を行っています。

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/kosodatesite/index.html>

# 男女共同参画社会をめざして 第5回「男性の育休」

## 【土庄町男女共同参画推進委員会】

令和3年5月、土庄小学校4・5年生の保護者を対象に男女共同参画に関するアンケートを実施しました。その結果を平成20年に行った同様のアンケート結果と比較しながら5回に分けて公表しています。第5回のテーマは「男性の育休」です。

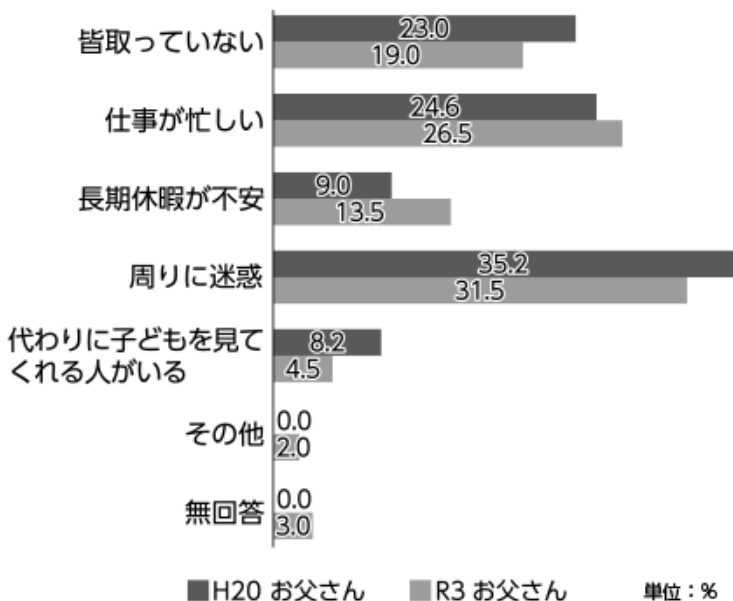
### ●育児休暇は取りましたか？



### ●企業に育児休暇を取りやすい環境や取り組みを望みますか？



### ●まだまだ男性の育児休暇が取りにくい状況ですが、なぜだと思いますか？



令和2年の全国の女性の育休取得率は81.6%、男性は12.65%でした。なお、政府が掲げる令和7年の男性の育休取得率の目標は30%です。

### 法律改正で男性の育休を「取得するもの」と捉える時代へ

～2022年4月改正育児・介護休業法施行～

- 10月には産後パパ育休が始まり、育休分割取得もできるようになります。
- 育休を取得しやすい雇用環境の整備が行われます。妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出があった社員に対して、個別に制度の周知を行い、利用の意向確認を行うことが会社に求められます。

アンケートの結果によると、約7割のお父さんが、育児休暇を取りやすい環境が整うことを望んでいます。

### 取得の鍵は「雰囲気」

国連児童基金が2021年に公表した報告書「先進国の子育て支援の状況」によると、給付金などの支給制度を持つ出産休暇・育休の長さでは、日本の制度は男性で1位の評価でした。しかし、実際に取得する男性が非常に少ないのが現状です。

育休を取りやすい雰囲気や、育休を取っても周りの負担が増えない仕組みの構築が望まれます。

### 実際に育休を取った人たちの声

「育休の取得は自分の肥やしになった。」  
 「人生焦ってどうするんだと気付いた。」  
 「世の中の妻たちの気持ちがよく分かった。」  
 「人間として成長したいと考えるようになった。働きづめよりずっと豊かだと思う。」



## 土庄町パートナーシップ宣誓制度について

土庄町では、「土庄町差別をなくし人権を擁護する条例」の基本理念に基づき、互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、町民一人ひとりが自分らしく生きられる社会をめざしています。

この理念に基づき、性的少数者の方のパートナー関係を尊重するため、令和3年4月1日からパートナーシップ宣誓制度を導入しています。

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、町が2人の関係を証明する制度です。

### ●制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的少数者である二人が、互いに人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、町が公的に証明する制度です。

この制度は、法律上の婚姻関係とは異なり、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、宣誓された二人のパートナーとしての想いを尊重し、町として受け止めるものです。制度の導入により、性の多様性の理解を広め、性的少数者の方々の生きづらさを軽減し、誰もが自分らしく生きることのできる社会になることを期待しています。

### ●課題と取組み

性的少数者の方々は、現在の地域社会では異質な存在と捉えられることがあり、差別事象に繋がることも考えられます。しかし、過疎が進展する地方社会であるからこそ、多様性を認め、地域社会に迎え入れる寛容な機運の醸成が期待されます。直ちに即応的な対策を見出すことは困難ですが、町が性的少数者の理解者として率先、垂範し行動することによって、住民及び企業の理解を醸成する必要があります。そのためには、職員の知識・資質を高める必要があります。パートナーシップ制度宣誓者が各種行政サービスの提供を受けるにあたり、関与する職員がアウティング（暴露）行為、またはアウティングにつながる行為を行うことのないよう、職員の理解の増進、守秘義務等に対する認識を高め、性的少数者である住民の心情に寄り添う配慮が必要です。また、もっぱら、公共施設のトイレは男女が別に設けられることが多く、性的少数者の方々にとっては、人目が気になり使いづらく、性別を制限しない個室型のバリアフリートイレを設けるなどの配慮が求められていることなど、公共施設の整備に配慮が求められています。

これらの課題を解決するためには、全ての世代を対象にした啓発事業を展開して、性的少数者であるなしに関わらず交流できる場の創設をソフト、ハードの両面から支援すること、また、職員研修の実施による知識の習得、資質の向上、相談窓口の確立とともに行政機関、病院、金融機関等、官民を問わず住民と接点を有する事業所を対象とした研修の開催によりパートナーシップ制度宣言者へのサービスの拡充を各方面に要請することが重要になります。新たな施設整備、施設改修にあっては、バリアフリートイレを率先して導入していきたいと考えます。

## 【LGBTQ+アンケート調査について】

土庄町男女共同参画推進委員会は2003年に発足し、女性をはじめとする社会的弱者の人権啓発のため、様々な方面からの活動をしてまいりました。LGBTQ+に関しても2018年から、土庄町の未来を担う子どもたちをはじめとする全ての町民の中で、今でも悩んでいる・苦しんでいる人々の心が少しでも軽くなればと活動を始めました。2021年には土庄町及び小豆島町が、性的少数者のパートナー関係を尊重する「パートナーシップ宣誓制度」を導入しており、そのことも後押しとなって、同年、統合間もない小豆島中央高等学校(2年生)へ、翌2022年には土庄中学校(2年生)と土庄小学校(5年生)へ、続いて2023年には一般町民へ向けて、LGBTQ+に対して理解を深めていただくための講演会を開催しました。その結果、小豆島中央高校および土庄中学校において、それぞれ講演会後の翌春には制服がジェンダー制服へと変更となるなど、意識の高まりを感じることができました。

日本で最初にパートナーシップ制度が施行されたのは、2015年11月、東京都の渋谷区と世田谷区でした。この2区の事例をきっかけに、200以上の自治体でパートナーシップ制度が施行されています。中でも香川県は全ての自治体で導入されており、これは全国においても香川県と神奈川県のみです(2024年3月1日現在)。さらに近年では、多様化する性や家族の形に寄り添って、制度もより包括的に変化しており、例えば、同性同士や性的指向・性自認(SOGI)にかかわらず誰もが利用可能な東京都港区の「みなとマリアージュ制度」や、パートナーの子供も家族とみなすようなファミリーシップ制度(明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度、足立区パートナーシップ・ファミリーシップ制度)などが生まれています。

また2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の策定および実施が法律で定められるようになりました。こういった変化を土庄町でも柔軟に取り入れられるよう、今後も私たちは、多様性への理解を広め、生きづらさを軽減し、だれもが自分らしく生きることのできる社会になるよう、活動を続けていきたいと思っています。

土庄男女共同参画推進委員会では、2021年～2024年の間に、LGBTQ(性的少数者)についての講演会を4回行い、アンケート結果を比較しました。開催時期に幅があるため、単純な比較はできませんし、実施時点と現在とで意識の変化もあるかと存じますが、ご了承ください。

アンケート実施日と対象者は次のとおりです。  
2021.01.29 小豆島中央高校2年生169名  
2022.06.17 土庄中学校2年生75名  
2022.10.17 土庄小学校5年生75名  
2024.01.28 一般33名  
(アンケートを回収できた人数のみ反映)



### 【LGBTQ+(エルジービーティーキュープラス)とは】

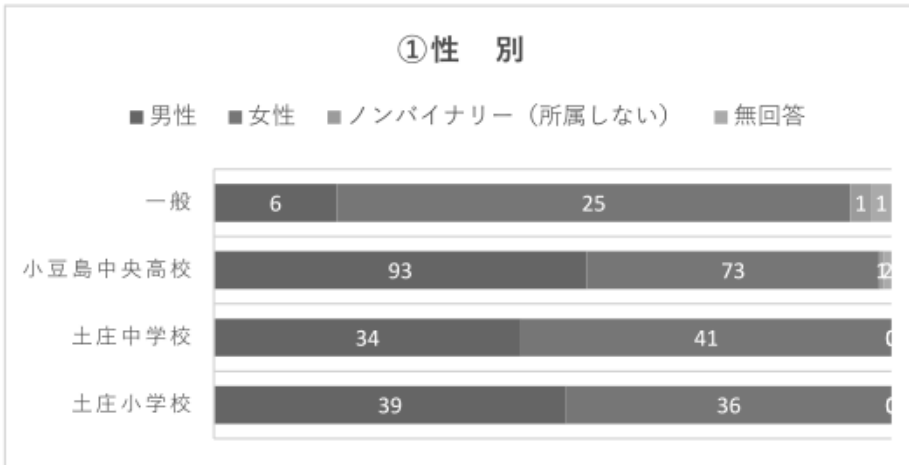
LGBTQ+とは、性的マイノリティの人を表す、それぞれの英単語の頭文字をとった造語で、自認する性や恋愛対象のあり方が多数派と異なる人などのことを言います。そのほかの表現もありますが、ここではLGBTQ+と表現します。

### 【関連用語と説明】

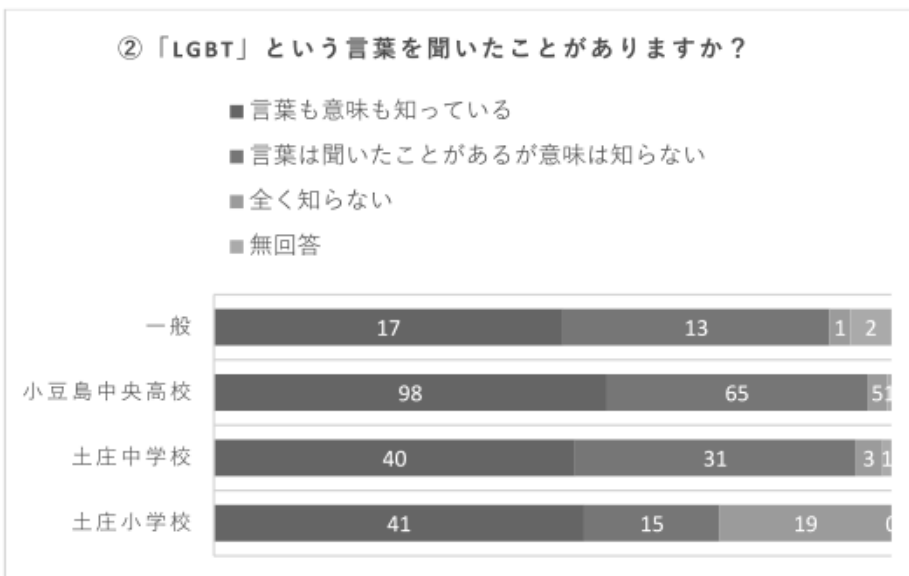
Lesbian(レズビアン)	女性同性愛者。女性が好きな女性。
Gay(ゲイ)	男性同性愛者。男性が好きな男性。
Bisexual(バイセクシャル)	両性愛者。男女どちらも好きになれる人。
Transgender(トランスジェンダー)	心の性と身体の性が異なる人。
Questioning(クエスチョニング)	性自認や性的指向がまだよくわからない人。
X(エックス)	どっちでもいい・どっちもいや・中性かなと感じている人。
A(ア・セクシャル)	性指向がない・誰も好きにならない人。
DSDs(ディーエスディーズ)	体の性の様々な発達(性分化疾患)
SOGI(ソジまたはソギ)	性的指向と性自認を合わせた言葉。特定の人を指す言葉である「LGBTQ+」に対して、「SOGI」はすべての人にあてはまる性のあり方。
Sexual Orientation(性的指向)	異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念。
Gender Identity(性自認)	自分が女性または男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識のこと。
ALLY(アライ)	同盟・支援者などを意味する英単語であり、LGBTQ+当事者の理解者となり、支援する者のこと。



【アンケート結果】



(委員コメント)高校生でノンバイナリーや Q の返答があり、小さなアクションを出していることが感じられました。その子たちが生きやすい、多様性が認められるようなまちづくりが必要です。一般になると圧倒的に女性が多く、また全体的に年齢層も高かったため、男性や若い方々に参加してもらえる工夫が必要だと感じました。



小学生は「全く知らない」と回答した人が多かったのですが、高校生は認知度が比較的高く、理解が進んでいると感じました。今後はどの世代もどんどん増え、10年後にはどの年代も100%近く知ることになっていることを願います。そのためにも、職場や家庭内においても更なる広報啓発などが必要です。

### ③身近な人から「LGBT」であることを 打ち明けられたら？

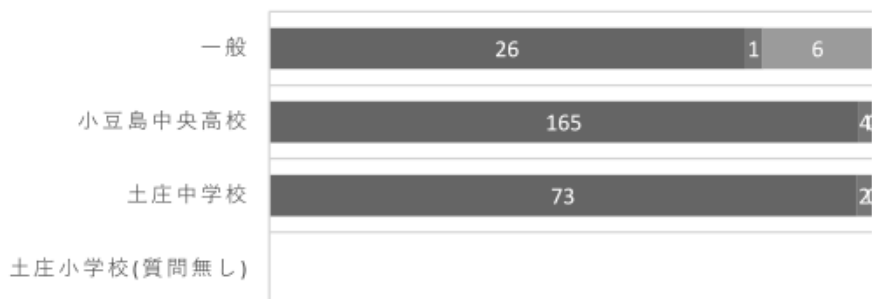
■今まで通り ■理解する ■疎遠になるかも ■付き合いをやめる ■わからない



一般の理解度が高いように見えますが、これはわざわざ足を運んで来て講演会に来てくれている方々の回答であることに留意しなければなりません。高校生以下では「付き合いをやめる」と回答する人が一定の割合でいたことを考えると、教育現場だけでなく、家庭や身近な大人達の理解度を広めていかなければならないと感じます。だれもが自分らしく生きる社会の実現には、個人単位に加え、企業・団体等において、ALLY(アライ)を表明する者が増えていくことが重要です。

### ④同性同士の結婚を認めることをどう思いますか？

■良い ■良くない ■わからない



子どもたちに意見には素直さがあると感じます。しがらみや、周りを取り巻く環境をよく知る大人たちには現実的な数字が出てきていますが、これも理解があるからこそその回答であり、町民全体ではここまでの理解度は難しいのではないのでしょうか。多くの先進国では同性婚が国の制度として導入されていますが、日本ではまだ導入されていません(G7 の中で日本以外は同性婚やシビル・ユニオン制度が導入されています)。同性婚は文字通り法的な婚姻となるため、「家族」としてさまざまな制度を利用することができます。

⑤自治体が同性カップルをパートナーとして認める取組があることを知っていますか？

■知っている ■知らない ■無回答



土庄町でもパートナーシップ制度を導入したのも 2021 年から始まったばかりなのでまだまだ認知されていませんが、これから先に期待したいです。

パートナーシップ制度は④の同性婚とは違い、法的な効力はありません。そのため法的に「家族」とは認められず、例えば残ったパートナーに遺産を相続させることや、パートナーの子供の親権者になることはできません。その代わりに、市や県などの自治体ができる範囲で「家族となるべく同じように認める」という動きがパートナーシップ制度です。

【アンケートへの書き込み】

アンケート内で「LGBT(性的少数者)についてどのように思いますか」という質問に対して、小学生は普通の人、特に気にしない等、身近にまだ知らない環境だと感じられました。また、中学、高校になると授業でも学んできているので個性の一つとして認知しており、心の性と身体の性が違う人・感情に違和感のある人と理解してくれていて、差別されている人、誤解や偏見で悩んでいるのではという声が見受けられます。大人の方の中には当事者だけでなく、テレビや YouTube などのメディアで最近になって騒がれてきたことで「身近にもいるかもしれない」という思いで参加された方もいました。

また講義後には「知らなかった性に関する知識を知り良かった」「もっと多様な性について意識を高めたい」など高評価をいただいております。講師にお招きした方が、歴史や法律にもお詳しく、更に当事者でもあったために、的確で、多方面からの学びをさせてくださり、とてもわかりやすい講義だったおかげかと思えます。

学校で教えられていることよりも重く深く学べてよかった、などは多くみられますが、特別な扱いをするのではなく今まで通りに接すること、周囲で悩んでいる人がいたら相談に乗ってあげたい決してアウトティングせず今までと同じような付き合いをしようと思う、誰にも出してもらえない答えを少し教えてもらえたと思えます。学校内においても職員研修をしてアライを増やしていきたいとの意欲ある記入もありました。

【これから】

多様な性や考え方への理解の促進は、今後の男女共同参画社会を形成していくうえで重要となります。性的少数者の方々にとって、偏見や差別などにより、生きづらい社会と思わせないよう、すべての人々の人権を尊重し、誰もが住みやすい土庄町にしていくためには多様な性への理解の促進が必要となっていきます。

### 土庄町男女共同参画推進委員

職 名	氏 名
委 員 長	濱野 良一
副委員長	大森 明美
副委員長	藤本 智子
委 員	馬上 そのみ
委 員	中黒 好美
委 員	蓮池 要子
委 員	須藤 奈美
委 員	高松 邦年

---

## とのしょう男女共同参画プラン

一人ひとりが自分らしく生きるために

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2  
TEL (0879) 62-7015・FAX (0879) 64-6105

印刷 向進舎印刷株式会社

---